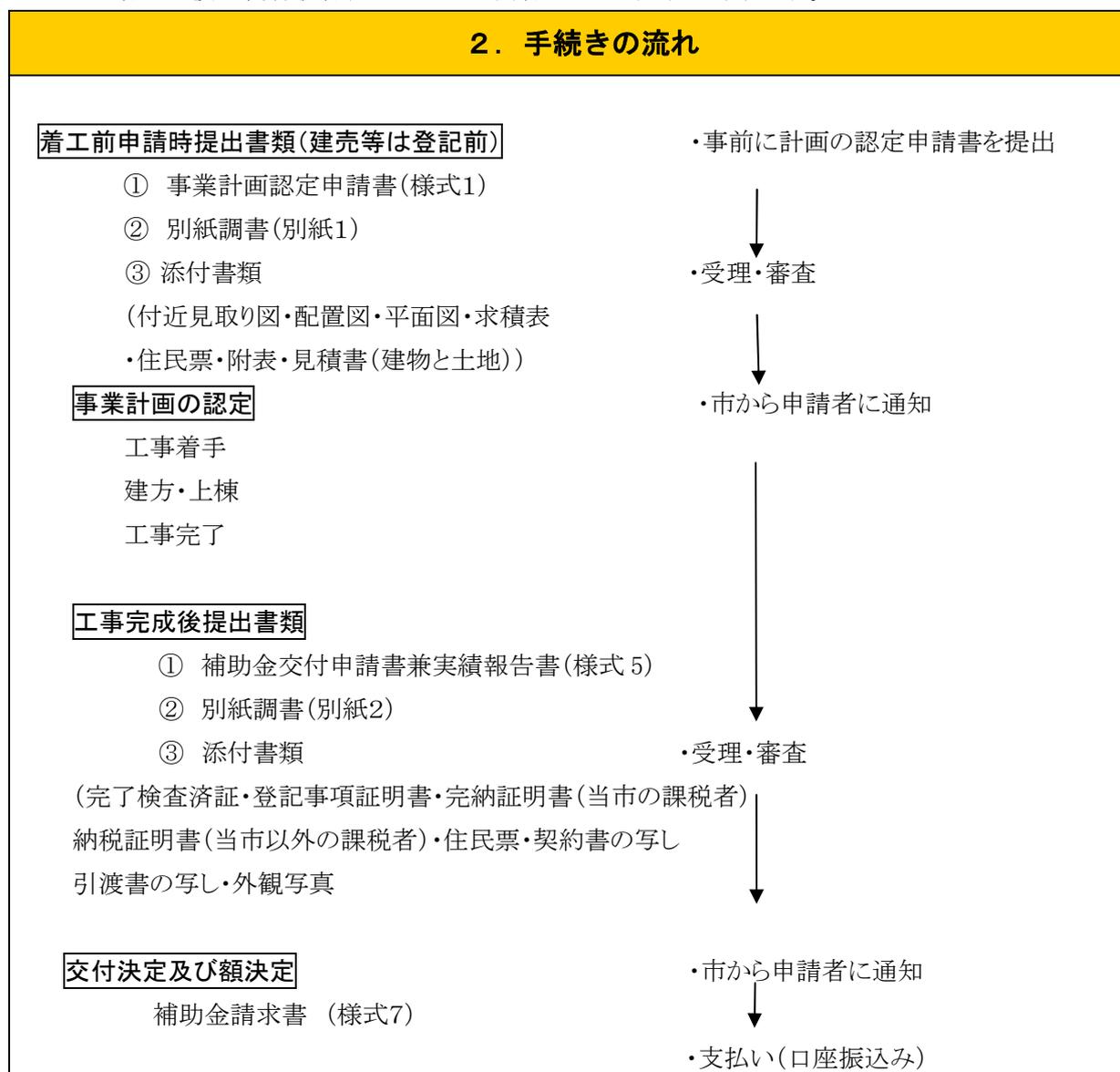


転入者住宅取得支援制度のご案内

平成31年4月改正

1. 転入者住宅取得支援	
対象者	① 魚津市へ転入予定の方で住宅を取得される方 ※申請日の前1年間において魚津市に居住歴がないものに限る ② 魚津市へ転入して2年以内の方で住宅を取得される方 ※転入した日の前1年間において魚津市に居住歴がないものに限る
基本助成額	新築住宅は取得額の4%（1万円未満切捨て） 限度額40万円 中古住宅は取得額の4%（1万円未満切捨て） 限度額20万円
加算額	子育て支援加算 一律10万円

※子育て支援は義務教育終了前の子を養育している世帯が対象です。



▼申込み・問合せ先

魚津市役所 3階 都市計画課建築住宅係 Tel 23-1031